

「特養しらとりデイサービス」
重要事項説明書

社会福祉法人 征峯会
特別養護老人ホームしらとり
筑西市上平塚590番地の1
電話 0296-28-1277

当事業所は介護保険の指定を受けています

0892700097

当事業所は、ご契約者に対して地域密着型通所介護サービスを提供いたします。事業所の概況や提供されるサービスの内容、契約上にご注意いただきたいことを次の通りご説明いたします。

当事業所の利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも利用は可能です。

目次

1.	事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2.	事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.	職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4.	当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・	3
5.	苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・	6

1. 事業者

- (1) 経営主体 社会福祉法人 征峯会
- (2) 所在地 茨城県筑西市上平塚590番地の1
- (3) 電話番号 0296-28-1277
- (4) 代表者名 渡辺 和成
- (5) 設立年月日 昭和61年11月 1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 地域密着型通所介護事業所・平成17年3月28日
※当事業所は特別養護老人ホームしらとりに併設されています。
- (2) 事業所の目的 地域密着型通所介護事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、通所介護サービスを提供いたします。
- (3) 事業所の名称 特養しらとりデイサービス
- (4) 所在地 茨城県筑西市上平塚590番地の1
- (5) 電話番号 0296-28-1277
- (6) 事業所長(管理者) 埴 律雄
- (7) 開設年月日 平成17年 3月28日
- (8) 通常の事業実施区域 筑西市
- (9) 入所定員 月～金曜日 18名 土曜日 15名
- (10) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 ※悪天候の際は状況を見て休止する場合があります。
営業時間	午前9時50～午後3時
休日	日曜日、12月31日～1月3日

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して地域密着型通所介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長(管理者)	(1)	(1)
2. 介護職員	1名以上	1
3. 生活相談員	1名以上(常)	1
4. 看護職員	2	
5. 機能訓練指導員	(1)	(1)
6. 栄養士	(1)	
7. 調理員	(0.5)	

() 兼務

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要> (契約書第4条参照)

①食事

- 当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

(食事時間) 昼食：12：00～12：30

②入浴

- 入浴又は清拭を行います。
- 座る姿勢が保てない方も機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況や好みに応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための運動、レクリエーション、日常活動等を実施します。

⑤送迎

- ご契約者の希望により送迎サービスをいたします。ただし乗り合いでの送迎となる為、送迎時間は利用日によって変動します。

⑥業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護の

提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図る為の計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

⑦感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- 1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）をおおむね 6 月に 1 回以上開催します。その結果を周知します。
- 2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- 3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

⑧虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- 1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとします）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- 2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- 3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- 4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた金額（自己負担金）をお支払ください。（サービス料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります）

小規模型通所介護費 所要時間 5時間以上6時間未満	要介護度 1	6,661円
	要介護度 2	7,868円
	要介護度 3	9,085円
	要介護度 4	10,271円
	要介護度 5	11,498円
入浴介助加算（Ⅰ/Ⅱ） ※注1	400円／550円	
中重度ケア体制加算※注2	450円／月	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） □ ※注3	180円／日	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ） ※注4	× 9.0%	
科学的介護推進体制加算 ※注6	400円／月	

- (注1) 入浴を利用した場合加算します。
- (注2) 介護度が中重度の方でも、住み慣れた土地で長く暮らせるように介護事業者が受け入れ態勢を整えることによる加算です。
- (注3) 事業所職員の資格保持者・勤続年数の割合によって加算をします
- (注4) 介護職員の処遇改善の取り組みを実施している場合、介護保険適用分の合計から9.0%を乗じた額を加算します。
- (注5) 技能経験がある介護職員の処遇改善を目的に介護報酬を加算して支給する制度です。
- (注6) 介護サービスの質の評価を科学的介護の側面よりアプローチし、様々なデータを集約しフィードバックすることにより、より良い介護サービスを科学的見地から提供することによる加算です。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス (契約書第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

- ① 食事の材料及び調理費
ご契約者に提供する食事の材料及び調理費として1食あたり650円いただきます。(おやつ代も含まれています)
 - ② 通常の事業実施地域以外への送迎
通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスをご利用になる場合には、ご家庭と当事業所との間の送迎費用として下記の料金をご負担いただきます。

・事業所から片道おおむね5km未満500円以降、片道おおむね5km増すごとに500円加算します
 - ③ レクリエーション等への参加
当事業所では、年間行事として日帰り旅行等の行事を計画しています。希望により参加いただけますが、参加費は実費をいただきます。
 - ④ タオルレンタル料
入浴時に使用する、タオル・バスタオルのレンタルについて1日に付き100円いただきます。
 - ⑤ 複写物の交付
ご契約者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
 - ⑥ 生活上必要となる諸費用実費
日常生活品の購入代金やクラブ活動の材料費等で、ご契約者が個別に必要な費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。
- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する場合があります。その場合は変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので翌月20日までにお支払いください。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

(4) 利用中の医療の提供について

当事業所を利用している間、医療機関での診療等が必要になった場合、緊急に医療を必要とする以外は、原則として御家族の方で対応していただくことになります。

(5) 利用の中止、変更、追加 (契約書第7条参照)

- ・利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合には、サービスの実施日までに事業者申し出て下さい。
- ・利用予定日の前日までに申し出が無く、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日まで申し出があった場合	無料
利用予定日の前日まで申し出が無かった場合	当日の自己負担相当額

- ・サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します

5. 苦情の受付について (契約書第21条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- 苦情の受付窓口 (担当者) 生活相談員 小林 優希
- 受付時間 随時

(2) 行政機関その他の苦情受け付け機関

○茨城県国民健康保険団体連合会

電話 029-301-1565

○筑西市介護保険課

電話 0296-24-2111

令和 年 月 日

地域密着型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特養しらとりデイサービス

説明者職 ・ 氏名

生活相談員 小林 優希

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型通所介護サービスの提供の開始に同意します。

契約者 住所

氏名

印

代理人 住所

氏名

印